

More Communication ～ 弁理士・審査官 合同座談会 ～



審査の「質」——と一言でいっても、出願人、代理人、審査官、それぞれの立場で考える「質」は同じものでしょうか。この座談会では、弁理士として第一線で活躍されている方々にお集まりいただき、我が庁の中堅審査官と共に、「今求められる審査」とその「質」について活発に議論いただきました。なお、発言中の弁理士側の氏名を■色で、審査官側の氏名を■色で表示しました。

審査における迅速かつ的確さについて

（司会）今回は審査における迅速かつ的確さについて、皆様の意見を聞かせていただきたいと思います。

迅速かつ的確な審査ということが最近でも一層よく聞かれますが、この迅速かつ的確な審査というのは実は古くから言われていた課題であり、そのために、過去においては例えば早期審査制度などの施策が行われてきました。

一方、最近では、知的財産に関する政府レベルでの施策が策定されるなど一層施策面の展開が進んでおり、またそれに関連する特許庁の施策として、人的体制として任期付審査官の採用、外注など民間活力の一層の活用などが実施されています。

この審査における迅速かつ的確さということについて、外部から見てどのようにお感じになっていますか。

（蔵田）個人的に拒絶理由通知等の中で見る限りでは、的確さや丁寧さという点でまだ十分でないものが一部あるという印象があります。例えば、請求項がたくさんある場合ですが、大きな括りの独立項に従属項がずっとつながっていても、全部一括して進歩性がないと記載されたり、個別の請求項では具体的なコメントが省かれていたり、拒絶理由が出されている場合があります。

（小川）迅速さについては、全体的に見ていないので、正直正確には分からないのですが、確か迅速という話題が始まった直後、もしくはその少し後に、中間処理が一気に増えたような時期があるので、その辺では迅速になったと思っています。ただ、現在は比較的に落ち着いている感じが私はしています。

的確さという面でいくと、最近はずごく丁寧なものもありますね。丁寧にやると一見時間がかかるような気がしますが、一括でやられてしまっても、結局大事な案件であれば粘って主張するでしょうし、一方、細かく通知されると、ここは無理かなという感じで、早い段階で判断がある程度できます。結局のところ、結果的に速くなると思います。

（小國）私は、この業界に入ってからまだ日が浅く3年ぐらいいしか経っていませんので、今までは遅く、今は速いといったような感覚はありません。今までの経験から強いと言うなら、やっぱり個々のケースでまちまちでないかと思います。私は化学が専門ですが、例えばマーカッシュ形式で結構広い範囲でクレームアップされていたりすると、審査に時間がかかるのも仕方ないのかなと思います。



小國 泰弘 氏

津国特許事務所

1986年 千葉大学薬学部
総合薬品科学科卒業

1988年 千葉大学大学院
薬学研究科博士前期課程
修了

1988年 救心製薬株式会社
勤務（～2002年まで）

2002年 弁理士登録津国
特許事務所入所

す。例えば、外国の情報をもっとうまく利用するなどすれば、審査はより早くなるのではないかと思います。

それから、日本の特許庁に出願した国際出願の応答は早めに来ていますし、また早期審査は結構早めに応答をいただけます。

(清水) 請求項をまとめて、拒絶理由を出すという話を伺ったのですが、実際問題として、すべての請求項の一つひとつ個別にコメントするというのは、請求項が100を超えるものが結構あることを考えれば、非常に厳しいかなと思います。請求項が従属項でだんだん狭くなっていくようなタイプについては、ここまでは進歩性がないです、ここから先はありますというコメントをすることは可能だと思いますが、最近多く見受けられる、1クレームに従属項がずらっと並列につながっているようなタイプについては、個々の請求項に係る発明がそれぞれ別の技術の場合が多いので、ある程度一括してコメントが可能なものについてはそうしたいというのが正直なところですね。逆に、どういう基準でならまとめてもいいものなのでしょうか。

(蔵田) 従属項については2通りあると思います。1つは、明確化のための従属項であり、この場合は一括りのコメントでよいと思います。一方、新しい構成要件を足して、範囲を狭めているという場合であれば、この辺ぐらいいま限定すれば特許にしてもいいというコメントをいただければ、出願人もここまでなら特許になると判断できて早く決着できると思います。

先ほど少し言い足りなかったのですが、ファーストアクションを早く出そうという大前提からだと思うのですが、ファーストアクションを早く出すがためにコメントが丁寧かつ的確でなくなると、その後、何回も応答しなくてはいいなくなります。お互い行き来するのにかなりの時間を要し、審査官も忘れたころに回答が入ってきて、それを検討してまたやりとりすると、結果として1件を最終的に処理するのに相当な時間を要することになります。そうであれば、最初からの確かなコメントをお互いに出し合って、早く決着した方が、トータルの審査の時間が短くなり、ひいては審査官の方の労力も減ってくるのではないかと思います。

(司会) 個々の審査官が常に意識しておくべき点、それは例えばユーザーのニーズであったり、質とか迅速性とか丁寧さとかであったりするのですが、審査官は直接外部の声を聞く機会が少ないので、どのような点を最も尊

蔵田 昌俊 氏

鈴榮特許総合事務所
パートナー・副所長

1982年 大阪大学経済学部
経済学科卒業

1982年住友商事入社

1991年～1993年 オランダ・
アムステルダム駐在

1993年～1995年 イギリス・
ロンドン駐在

1996年 弁理士登録 鈴榮
内外特許事務所(現鈴
榮特許総合事務所)入所

1999年 東京電機大学工
学第2部情報通信工学科
卒業

1999年～2001年 Pennie
&Edmonds事務所(ニュー
ヨーク)にてトレイニー

2000年5月 米国特許
エージェンツ試験合格



重されているのなかなか分からないところがあると思います。そこで、ユーザー側を代弁する弁理士の立場として、審査官の行う審査の要素として、具体的にどういふ点を評価・注目されているのか教えていただけないでしょうか。きちんとサーチして、判断もきちんとして、丁寧な起案をして、丁寧な応対をして、しかも、スピードが早いというのが一番理想的な審査官かと思うのですが。

(蔵田) 適切なコメントでしょうか。引用文献ができるだけ少なく、的確なコメントがされていれば、別にコメントが長くなくてもいいとは思いますが。どう審査して、どう感じておられるかというのを伝えていただければありがたいです。

それと、アメリカの拒絶理由通知のように、このクレームは現時点では許可できていると考えているというような形で明確にコメントしていただければ、出願人も、これなら特許になるとか、これはあきらめるかと、早期に決着できるものがかかり出てくると思います。

実際問題、日本の顧客の場合、景気の影響で特許部の人員が減らされている状況下、自らの検討時間も十分に取れない中早く判断しないといけな。こういう状況下で、拒絶理由通知において特許の可能性についての適切なコメントがよりなされてくると、出願人の早期判断に有効だと思います。



小川 護晃 氏

笹島内外特許事務所

1988年 東京都立大学工
学部機械工学科卒業

1988～2000年 株式会社
リコー勤務

2000年 笹島内外特許事
務所入所

2003年弁理士登録

(小川) 長文ではなく本当の意味での丁寧な起案という
意味で賛成です。クレームの文言を引っ張ってきて拒絶
理由を書くこともあるようですが、どこを見ればいいの
かというのを指摘されていると、全部対比していなくて
も分かりやすく、審査官の考えが見える気がします。

(小國) 僕もやはり同じ意見で、なるべく引例は少なく、
備考については的確に書いていただけるとありがたい。

備考に一部コメントがされていない部分があっても、
引用文献は拒絶理由通知書に記載されていますから、こ
の引用文献をもとに拒絶査定が出されます。そういった
意味で、備考は、あくまでも備考であり、その役割はサ
ゼスチョンなので、備考の記載だけにとらわれず、引用
文献をよく見て、そこに開示されている引例があれば、
備考で挙げられていなくとも、そのような引例との対比
にも触れるように心掛けています。でも、正直なところ、
備考で挙げられていない引例で拒絶するなら、なるべく、
もう1回、拒絶理由を出してほしいと思います。

(栗野) 拒絶理由のポイントを明確にして方向性を示す
のがいいのは確かにその通りで、私もそのような審査に
なるようにいつも心がけてはいるのですが、実際には、
なかなか難しいところもあります。というのも、ポイン
トが明確に絞れない案件や、多数のポイントが含まれる
案件も実際にはあるわけで、時間的な制約もある中、あ
る程度は弁理士の方の力量を信頼して処理するところも
正直あります。

また、方向性の示唆についても、確かにそうしたいと
ころもあるのですが、最初の審査の段階では、本願の全
ての実施態様についてまでサーチしきれているわけでは
ないので、確実にこの方向ならば特許できると確信でき
ない場合も多く、このような場合に、ある程度方向性を

示唆すべきか、それとも出願人の方の責任で補正なり主
張なりをしていただいた上で、それを考慮する形で判断
した方が良いのかは、いつも悩むところです。

いずれにしろ、対応していただく弁理士の方にどこま
でこちらの意図を理解していただけるのかということ
は、常に意識しながらやっています。

(國方) 意図が伝わる拒絶理由通知とは何かというイメ
ージとして、通知を受け取る代理人の方々に意図が伝わ
る文章であるのはもちろんですが、審査官自身が、未来
の自分に対して今の自分が何を考えているのかを伝える
ものでもあると考えてもいいのではないかと思います。

省略がすぎると、意見書、補正書が提出された時に拒
絶理由通知を読み返しても、その意図が分かりづらいこ
ともありますが、ポイントを押さえて書いてあれば、2
回目の審査のときにあまり時間をかけないで済む。そう
いう意味では、丁寧な起案はユーザー・フレンドリーの
ためだけではなく、審査官自身のためにもなるはずだと
思っています。

方向性の示唆に関してですが、審判請求されて特許で
きような出願であれば、審査の段階でできるだけ示唆
を行って特許にした方がよいとも思います。その一方、
審査というものは同僚と相談した上で判断を行うことも
あるとは言え、基本的には自分1人で判断してゆくもの
です。特許にできるものであれば早期に権利を付与した
方がよいと思う反面、判断が1人よがりに陥っていない
か、合議体形式でより十分な審議を尽くせる審判で判断
してもらった方がいいのではないかと、悩ましく思うこ
ともあります。

出願人と審査官とのコミュニケーション

～拒絶理由通知～

(司会) 具体的に代理人と審査官が実際に接する機会に
ついてお話を伺いたと思います。

まず1つ目は、拒絶理由通知によるコミュニケーション
です。実際の迅速かつ的確な審査に接する機会という
意味で一番直接的な局面としては、やはり拒絶理由の通
知だと思います。この拒絶理由通知でのやりとりですが、
先ほどもあったように、丁寧にとか、引用文献の十分な
指摘という点について、審査官も鋭意努力はしている一
方で、現時点ではまだコメントが足りないなどの課題は
あると思われます。記憶に残っている事例などに関連し

て、御意見はありますでしょうか。

(小川) 単一性違反の案件についてどこまでサーチを行うか、審査官の中では統一的な運用があるのでしょうか。

(清水) 私の運用としては、サーチの段階で見つかったものについては、単一性の拒絶理由を通知する一方、審査しないということにせず、新規性、進歩性も審査するという形にしています。ただ、発明数が多く、妥当な時間内にすべてサーチするのが明らかに不可能なものについては、出願人の方に分割していただくか、どれか選んでいただくかというふうに促す意味で、審査していないという形にしています。

審査するかしないかの判断について、人により若干の差はありますが、各審査官ともあまり極端にならないようにはしていると思います。

(司会) 最後の拒絶理由通知についてはいかがでしょう。

(蔵田) 最初の拒絶理由通知に対する応答時の補正で請求項に加えた事項が、最後の拒絶理由通知で新規事項と指摘された場合は、新規事項と指摘された事項を削除して元に戻す補正は請求項を広げることになるのでできません。これを、例えば不明瞭な記載の釈明というような解釈で新規事項と指摘された部分を削除する補正を認めてもらえないかと思います。現状では、元に戻す補正ができないので、結果として分割出願せざるを得なくなります。そうすると、また審査件数が増えて、審査の効率を下げるのではという気がします。

(小國) 最後の拒絶理由を書かれてしまうと、限定しかできませんから、別の観点からクレームを立て直して勝負してみようというやり方ができないですね。そういう点で厳しいのは仕方ないのかなと思う反面、何とかしていただければ、との思いもあります。

(蔵田) 明らかに新規事項と思われる事項は、補正で入れません。しかしながら、出願段階からきちんと明細書に書いてあればいいのですが、先願主義のためにどうしても時間に追われて出願しますので、書き切れていないところが出てきます。そこで、これくらいの事項なら明細書の記載から読めるのではと補正で入れることも出てきます。

逆に、以前は新規事項の判断基準がより厳しかったから、新規事項かどうかが明確だったのですが、今は許されると考えられる範囲で、出願人も望んでいるということで入れる場合があります。そうした場合に、最後の拒絶理由通知で新規事項と指摘されると補正による復活ができません。

清水 祐樹 氏

平成12年4月 特許庁入庁
現在 特許審査第四部映像機器審査官



(栗野) そのような場合には、補正をされる前に、一度、電話等で審査官に感触を確かめられるのが良いのかなという気がします。新規事項が入ったような補正をされてしまうと、法律上は補正却下せざるを得ないので、審査官としては、明瞭でない記載の釈明として救済するか、それとも厳格に新規事項の追加だと認定して補正を却下するかの選択肢しか残されていないと思います。もう少し早い段階で示唆なりができればこのような事態は防げるのではないのでしょうか。

(清水) 記載不備の通知について、ちょっとお伺いしたいと思います。私は通知における記載に関して、新規性・進歩性が引例の記載から客観的に判断できるものであるのに対して、本願明細書の記載は出願人が記載不備はないと信じて主観に基づいて記載しているものだから、どちらかというと、理解困難な記載不備の方の説明を重視するようにと教えられました。

私はそうするように心掛けているんですけども、何か記載不備の指摘について、その考えは間違っているとか、もっと本当は進歩性の方にコメントを書くべきだとか、そういうご意見があれば、教えていただきたいと思っています。

(小川) 基本的にはおっしゃる通りだと思います。記載内容を、私が客観的に見たときに、なるほどと思えば、それに応えるように、直せる範囲で直そうとしますから、それはやっぱりありがたいことです。特に記載不備は細かく指摘してあると、直せる範囲で直そうというふうな感じになります。

一方、進歩性については明らかな場合も確かにあり、引例を渡されれば、見た瞬間にこれはまずいと思うこともあります。しかし、そうではない場合には直接的に指

摘してもらった方がいいと思います。その記載のバランスについて審査官とユーザとで認識の誤差があると、わざとでなくても理解にずれが生じやすくなって、何度も読んだ上で判断しなくてはならないことになります。

出願人と審査官とのコミュニケーション

～電話・FAX～

(司会) もう1つのコミュニケーションの機会として、電話や面接があると思います。最近は集中面接とか、電話の対応を柔軟にする等の動きがあって、かなりウエートが大きくなっていると思いますし、先ほどのお話を伺っていると、やはり電話の方が速いということが結構あると思います。そういう意味で、より効率的な審査を実現する上で非常に有効ですが、この電話対応や面接の利用の現状についてどのようにお感じになっていますか。

(小國) 補正案の提示についてですが、以前、審査官の方々とお話のできる機会がありまして、その席で補正案を3つ作成して一度に審査官に提示した話をしましたら、多すぎるという意見がありました。その3つの補正案というのは、一番よいラインの補正案、もうちょっと狭くした案、かなり狭くした案の3つの線で出しました。できれば広い範囲の補正案を取ってほしいのですが、だめな場合、だめと言われて五月雨式に2回3回と出すよりは、一遍に3つ出した方がいいかなと思って出したわけです。ちょっと迷惑でしょうか。

(清水) それでは、例えばだんだん狭くなる複数の請求項を一つの補正案として作っておいて、それでどうかという形の提示ならいいのではないですか。それだと、審査官はだいたいこの辺だとオーケーですよという判断が1回でできるのではないのでしょうか。

3種類出されると、3回審査することになり、公平性の面でも問題になりますよね。普通に拒絶理由を出すと1回しか審査しないものに、3回チャンスがあるということになりますから。1件の案件についてどこまで時間を割いてもいいのかというのは、やっぱり迷うところがありますね。不公平になるんじゃないかなと。

(栗野) 私も同感です。記載不備さえ解消されれば特許できるという場合であれば、補正案をいくつか出していただいても大きな問題はないと思いますが、新規性・進歩性の問題がまだ残っていて、補正案のクレームに対して追加のサーチが必要となる場合は、はいどうぞとはな

かなか言えないかもしれません。複数の補正案に対して、それぞれ再サーチを行って検討するとなると、他の出願との公平性をどうしても考えてしまうので、結局、そこまでは対応できませんということになってしまうかもしれませんね。

(蔵田) 先ほど、特許できるかどうかを明確にコメントしてほしいというふうに申し上げたのですが、拒絶理由通知は公式文書なので、なかなか書きにくい内容もあると思います。だから、その辺を電話で伝えていただくというのはいいかもしれません。

私は以前アメリカでパテントエージェントとして米国特許庁への手続きをしていたことがありますが、よく審査官から電話がかかってきました。方向性についても審査官の話し振りですぐに分かります。彼らはとにかく早く1件の審査を終了したいと思っています。米国の審査官は1件終了したら、1ポイントというような形でポイントが決まっていますので、早く審査を終結したいというのが背景にあります。審査官はどうすれば一番早く、審査を終了させることができるかと考えていますから、よく電話をかけてくるようです。

今、私は電話が欲しいというようなことを言ったのですが、逆に拒絶理由通知をもらって、こちらから電話を差し上げると、ニュアンスを教えてもらえるのでしょうか？ニュアンスを教えてもらえるのであれば、代理人から積極的に電話をした方がいいかと思います。

(栗野) 私も、拒絶理由通知においてニュアンスをどのように伝えたらよいのかということはいつも悩むところです。特に難しいのは、今のクレームには出ていないけれど、この実施例に限定してもらえれば特許できるかもしれないという心証を持っている場合に、これをどう伝



栗野 正明 氏

平成5年4月特許庁入庁
審査第四部半導体機器、
総務部国際課を経て、現在
特許審査第三部半導体機器審査官

えるかというところでしょうか。「この実施例に限定すれば特許可能」のように明示的に書いてしまうというのもあるとは思いますが、最初の段階では、全ての実施例についてまでサーチしきれているわけではなく、そこまで断定的に言ってしまっただけでミスリードしてもいけないという気持ちもあります。そういう場合には、敢えて特許できそうな実施例をはずすような表現を用いつつ、引用例からの容易性について書くこともあります。

(國方) 同じ出願人が先に出されている出願で、当然把握されているだろうと思われる先行文献が、先行技術として本願に書かれていない場合など、補正を求めるといっても、先行技術との違いや進歩性を意見書で説明してほしいと考えて拒絶理由を通知することもあります。このような場合は、直接お話しできればと特に感じます。

(司会) 電話でお話を伺った場合などは、電話だけだと口約束になりかねないので、というので、後でファックスを送ったりして内容の補完をしたりすることがありますね。そういうやり方にすれば、ずいぶん正確かつスピーディーにやれるのかもしれませんが。

弁理士の方々は電話、面接等は活用されますか？

(小川) 私は拒絶理由通知を見て、本当に悩んだりしたときぐらいしか電話はかけません。面接も本当に数えるぐらいしか経験がないです。そういう意味で、自分で壁を作っている感じもあるんですけど、もっとやりやすい雰囲気があって、簡単に確認したいと思ったときに、電話できればいいなとは正直思います。

そこでお互いの認識がかみ合ってくれば、確かに処理も速くなるし、こちら側としても、審査官側としても、確かにいいことだなと思います。

ユーザーと審査官との協力

(司会) 今後一層の迅速かつ的確な審査をしていく上では、やはり審査官だけ、ユーザーさんだけ、という個別の努力というのではあまり効果が期待できないのではないかと思います。相互の協力体制を緊密化して、協力をしながらやっていくというのが重要になってくるわけです。具体例としては先行技術調査で、例えばDNAなど高度かつ調査範囲の広い分野などは個々審査官だけでそのサーチを完遂することは困難なこともあるでしょうから、先行技術調査における協力体制を組めば、より早く効率的に審査ができる。

國方 康伸 氏

平成6年4月特許庁入庁
審査第四部金属加工、総務部電子計算機業務課を経て、現在 特許審査第三部金属加工 審査官



他にも様々な協力体制というのが考えられると思いますが、どういう形が今後有効か、具体的にご意見があればいただきたいと思います。

(國方) 特許を権利化するにあたって、一番大切なのはやはりクレームをどう書くかということではないかと思います。広い権利がほしいというのも理解はできるのですが、あまりにも曖昧で広すぎるクレームを記載されると、発明の本質からかけ離れた分野もサーチしなければならなくなり、結果として審査が粗くなってしまうおそれもあるし、全体的に審査の時間がかかってしまうことになります。恐らく出願人の方のご意向というものもあるのだと思いますが、弁理士の方々のご協力が不可欠だと思っています。

(清水) 私は、コミュニケーションをもっと積極的に取る方がいいと感じています。一応、対応は弁理士の先生と取るようにはなっていますが、大きな事務所だと、なかなか弁理士の方に應對していただけないことがありますので、できるだけ弁理士の方に対応していただきたいと思います。

それから、特にPCT出願されるときに、単一性がないのが多い。あまりに単一性がないので相談したところ、出願人側が単一性がないということを理解してなかったというようなことがありました。出願の前の段階で、特にPCTなどは、時間の制限とかで大変なのかもしれませんが、単一性がない可能性があるという情報を、出願人の方に伝えていただくと、後々、無用な通知をしなくていいのかなというふうに感じています。

(栗野) 外部の方からは、審査官というのは、出願を拒絶するのが仕事と考えている人たちと見られているような気がしますが、実際はそうでもないと思います。私自

身も、審査の仕事をしていたら最も醍醐味を感じるのは、やはり、素晴らしい発明に出会ってそれを特許できたときですし、とにかく拒絶しなければといった意識はありません。基本的なところですが、まずはそのあたりの意識を出願人の方と共有することが重要ではないかと思えます。

(蔵田) 審査されて、これは見込みのあるというものは、何かヒントというか、示唆を積極的にいただければ、出願人も早く判断できます。明らかに特許にならないというものは、本当に簡単なコメントでもいいと思いますが、その辺、コメントに強弱を付けていただきたい。

(小川) 電話等によるコミュニケーションがよくできれば、最初のステップとして、いいなというふうに思えます。確かに早く処理するという観点からすれば、書面の記載から本意を酌み取らなければいけない面もあると思うのですが、それができるかはなかなか難しいところがあります。そういうときに軽くお電話をして、確認できるという状況になれば望ましいと思います。

(小國) お互い電話とかで気軽にコミュニケーションを図れば、お互いの認識も一致して、拒絶理由や意見書、補正などが適切に行えて、審査がスムーズに進むのではないかと感じています。

我々サイドは基本的に代理人ですから、クライアントの最大利益を図るのが仕事になります。クライアントによっては、早く権利を取りたいという場合と、できるだけ広く権利を取りたいという場合があります。できるだけ広く権利を取りたいという場合は、いろいろと実験データを出したり、文献調査をしたりして対応し、ときには審判に上げたりもしますから、そういった案件についてはある程度遅くなります。

審査を早期にやってもらうよりは、じっくりと審査官に考えてもらって、ある程度緻密な拒絶理由を書いてもらった方が広めの特許を取れるのではないのでしょうか。そうすることで、無効審判などにも十分に耐えられる特許権をとりたい。どちらかというところの希望の方が強いのではないかと思います。

審査が早くなってもその代わり粗くなってしまうのが一番問題ではないかと思えます。審査官の数を増やしていただければ、一番よいのですが。そのためには必要な予算を付けてもらうべきではないでしょうか。

(蔵田) それは一番感じますね。

アメリカの審査官は3,500人いるわけで、それに対し出

願は、去年は年間35万件です。単純にいったら審査官1人当たり年間100件の審査が必要ということになります。ところが、日本の場合は審査請求は年間25万件。今は任期付き審査官も含めて日本の審査官は1,200人ぐらいではないですか。そうすると、審査官1人当たり年間200件審査しないといけないことになる。1件に掛けられる時間は米国の半分になります。

そうすると時間的な制約があるから、どうしてもコメントが丁寧に書けないとか、下位のクレームまで丁寧にコメントを書けないとか、という事態もあるのではないかと思います。

任期付審査官はスキーム自体きわめて画期的だと感じましたが、長期的に見れば、通常の審査官もさらに増やしてほしい。だから、広い意味での特許庁との協力という観点で、審査官の増員について弁理士会ももっとサポートする必要があるのではないかと思います。審査官の増員は我々弁理士にとってもメリットがあると思います。

(小國) 以前、審査官補の研修に参加させていただいたことがあります。ああいう機会がたびたびあれば、お互い引例の見方とか、進歩性、新規性の考え方とか、擦り合わされていき、適切な対応が可能となっていくのではないかと思います。

(清水) やはり生の声をいろいろ聞くことが、速い審査をやる上でも大事だと思うんです。何もフィードバックがないと、自分のやっているのが本当にこれで正しいのかという迷いがありますけども、こうしてくれれば助かるんだというふうに言っていただけると、これで正しいんだと確信を持って、的確な審査につなげていけると思えます。

ご意見をいただくのに、やはり代理人の方からも連絡しやすいような体制がいるのかなと思っていますが、クライアントの意向があるからというので電話しづらいのでしょうか。審査官側で何か、そういう連絡をいただきやすい環境がつかれるようであればいいなと思っています。

(蔵田) 最近、電話をかけたリ面接したりした際に感じるのですが、親切的な審査官が増えたと思います。話すことで少しずつでも分かってもらえますし、すごく対応が丁寧です。こちらが恐縮してしまうような感じがするときもあるくらいです。

(司会) なるほど。本日はいろいろと御意見をいただきありがとうございました。

担当：仲間 晃、草野 顕子、野田 洋平